

令和6年度

# 川崎市若手技術者・女性技術者表彰



表彰対象者を募集します！



川崎市では毎年、本市における建設事業等の発展及び健全な育成に寄与することを目的に、建設技術等に関して他の模範となる事業者を『川崎市優良事業者表彰式』にて表彰しております。

今年度も昨年に引き続き、次世代に技術や知識を継承していくことを期待し『若手技術者表彰』及び『女性技術者表彰』を行います。

表彰対象者は、受注者からの推薦により募集しますので、以下を御確認いただき技術者の推薦をお願いします。

## 【募集概要】

### 1 表彰の対象者

川崎市が発注する工事を、適正な執行管理により特に優秀な成績(工事成績評定書における成績評点が75点以上の案件)をもって令和5年度中に完成させた監理技術者、監理技術者補佐(※)、主任技術者のいずれかの技術者のうち、次に定める基準を満たす方です。

※建設業法施行令第28条に定める監理技術者の職務を補佐する者

#### (1) 若手技術者部門

工事完成年度の年齢が満40歳未満の技術者(昭和59年4月2日以降に生まれた方)

#### (2) 女性技術者部門

女性の技術者

### 2 推薦書類の提出

#### (1) 募集期間

令和6年5月14日(火)～令和6年6月3日(月)(必着)

#### (2) 提出書類

(ア)川崎市若手技術者・女性技術者表彰推薦書(様式)

(イ)年齢等が分かる書類(資格者証の写し、健康保険証等の写し等)

(ウ)合格通知書の写し

#### (3) 提出方法

メール、ファックス又は郵送による。(郵送の場合は、募集期間内に必着のこと。)

#### (4) 提出先

川崎市財政局資産管理部検査課

詳細については、「川崎市若手技術者・女性技術者表彰要綱」及び「川崎市若手技術者・女性技術者表彰選考基準」を御確認ください。

なお、被表彰者については、推薦書類を基に審査委員会による審査・選定を経て決定します。

○表彰について

川崎市優良事業者表彰とあわせて表彰いたします。

表彰式は例年、8月下旬に開催しております。

詳細については、被表彰者に事前にお知らせいたします。

○関連資料について

表彰要綱、選考基準、推薦書様式等については、川崎市役所ホームページに掲載しております。

<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000087446.html>

**【参考】来年度から若手技術者表彰制度を拡充します！**

○来年度(令和7年度)の表彰から、若手技術者表彰制度を拡充します。

- ・表彰の対象者に「若手現場代理人」を追加します
- ・表彰枠数を拡大し、業種別に表彰枠数を設定します

※令和6年4月以降に完成した工事が対象です。

詳細は、別添資料を御確認ください。

お問い合わせ先・提出先

川崎市財政局資産管理部検査課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-3455

ファックス:044-200-0381

メールアドレス:[23kensa@city.kawasaki.jp](mailto:23kensa@city.kawasaki.jp)

# 川崎市若手技術者表彰制度を拡充します

参考

## 川崎市若手技術者表彰制度創設の経緯

昭和61年 **川崎市優良建設業者表彰（現：川崎市優良事業者表彰）を創設**

- その後、建設業における「技能労働者の高齢化」「若年層の就業者減」「建設工事の担い手不足」が顕在化したため、市として建設業の中長期的な担い手の育成及び確保が促進されるよう強化

## 平成29年（2017年）川崎市若手技術者・女性技術者表彰を創設

応募資格：工事成績評点が**75点以上**の工事に従事した、**市内事業者**に所属する**若手技術者（工事完成年度末時点で満40歳未満の主任技術者等）**  
 受賞条件：上記の応募資格を満たし市へ応募した技術者の中で、**全業種（32業種）**の中から**成績上位3位**までの技術者

○創設から6年が経過したことから、過去の表彰データ等の分析・市内事業者へのアンケート調査・市内業界団体へのヒアリングを実施し検討した結果より多くの若手社員に対し業務意欲の向上や技術習得のステップアップにつながる効果的な表彰制度とするため、**若手技術者表彰の拡充を図ります。**

### 改正（1）新たに若手の「現場代理人」を表彰します

	【現行の表彰対象】	【新たな表彰対象】
配置を要する者	主任技術者・監理技術者 ・監理技術者補佐	現場代理人
主な業務内容	施工計画の作成や工程管理等、施工の技術上の管理を行う者	工事現場の運営・取り締まり等、工事現場に配置される受注者の代理人
主な資格要件	1級国家資格者・10年以上の実務経験者等（要資格）	特になし
若手技術者表彰有資格者	40歳未満・工事成績評点が75点以上の者が表彰対象（変更なし）	<b>今回の制度改正で表彰対象（年齢・成績評点等の条件は現制度と同一）</b>

若手技術者が本表彰を身近な目標として設定しやすくなり、業務意欲の向上やステップアップにつながる表彰制度となることが期待されます。

### 改正（2）工事業種ごとに表彰枠数を設定し表彰します

過去7回の若手技術者表彰  
応募者・受賞者の業種別状況

業種例	実応募	受賞者数
例：土木	13	5
例：建築	3	0
例：電気	4	2
全業種合計	79	33

土木系の技術者が応募者・受賞者ともに大半を占めています

- 改正制度での業種別表彰枠数は、工事対象年度（表彰する年度の前年度）に市内事業者が受注し完成した、業種ごとの工事件数を基に設定します。

これまで応募や受賞が少ない業種の若手技術者・若手現場代理人においても業務目標に位置づけられる表彰制度となることが期待されます。

改正制度での受賞者業種・受賞者数  
（R5年若手技術者表彰を想定）

業種例	枠数
例：土木	1
例：建築	1
例：電気	1
全業種合計	12

**工事業種ごとに順位付けを行い、表彰者を決定します**

### 今回改正される若手技術者表彰制度の対象工事について

- 改正制度の対象工事は、**令和6年4月以降に完成した工事**となります。（表彰式は令和7年夏ごろを予定）

川崎市財政局  
資産管理部検査課